

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和３年10月29日
【中間会計期間】	第13期中(自 令和３年２月１日 至 令和３年７月31日)
【会社名】	Mikatus株式会社
【英訳名】	Mikatus Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 田中 啓介
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋馬喰町二丁目１番３号
【電話番号】	03(6240)9776
【事務連絡者氏名】	執行役員 山崎 順弘
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋馬喰町二丁目１番３号
【電話番号】	03(6240)9776
【事務連絡者氏名】	執行役員 山崎 順弘
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期中	第12期中	第13期中	第11期	第12期
会計期間	自 平成31年 2月1日 至 令和元年 7月31日	自 令和2年 2月1日 至 令和2年 7月31日	自 令和3年 2月1日 至 令和3年 7月31日	自 平成31年 2月1日 至 令和2年 1月31日	自 令和2年 2月1日 至 令和3年 1月31日
売上高 (千円)	306,447	332,360	371,583	616,989	675,113
経常利益又は経常損失 () (千円)	15,336	15,896	36,375	40,643	1,570
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失 () (千円)	21,485	25,765	31,476	47,591	9,073
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	199,006	199,006	199,006	199,006	199,006
発行済株式総数 (株)	92,583	92,583	92,583	92,583	92,583
普通株式 (株)	24,209	24,209	24,209	24,209	24,209
A種優先株式 (株)	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
B種優先株式 (株)	29,412	29,412	29,412	29,412	29,412
C種優先株式 (株)	11,962	11,962	11,962	11,962	11,962
純資産額 (千円)	255,666	307,538	259,369	281,772	290,845
総資産額 (千円)	224,104	189,100	267,531	130,537	167,007
1株当たり純資産額 (円)	30,862.44	31,422.78	30,902.45	31,144.45	31,242.46
1株当たり中間(当期) 純利益又は中間(当 期)純損失金額() (円)	232.08	278.32	340.02	514.09	98.00
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	134,173	207,260	278,536	89,510	7,726
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	14,584	440	424	20,485	440
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	40,000	120,000	120,000	80,000	-
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	166,284	143,519	222,098	56,699	63,985
従業員数 (名)	76	84	86	78	85

(注) 1. 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、「中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移」については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社には関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。また、第13期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金

額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

5. 自己資本比率については、債務超過のため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和3年7月31日現在

従業員数(名)	86
---------	----

(注) 当社は税理士向けのクラウド税務・会計・給与システム「A-SaaS」の開発・販売事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

経営環境は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、各国の諸規制による経済活動への影響が広範囲に及んでいます。このため、市場の変動リスクは増大しており、更なる需給の見極めが求められています。

感染症の収束が見通せない状況の中、当社では、従業員をはじめとする全ての関係者の健康と安全確保を最優先に考え、引き続き、細分項目における感染予防策の徹底に努めてまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、当半期報告書提出日現在において当社が判断したものです。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たに発生した事業等のリスク、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありませんが、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が、引続き存在しております。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、当社事業への直接的な影響は今のところ出ておりませんが、今後の推移状況を注視してまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、システム開発の加速と事業スピードの加速をするため、戦略的に人員を増加させております。

当中間会計期間においては、営業利益39,069千円、経常利益36,375千円、中間純利益31,476千円を計上したものの、創業以来、前事業年度まで12期連続して純損失を計上しており債務超過の状況にあります。

当該状況により、今なお継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社は当該状況を解消すべく、引き続き下記の対応策を進めております。

事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

(1) 重要事象等についての分析・検討内容

当社は、創業以来クラウドによる税務・会計・給与システムの開発及び利用者数増加に向けての活動を行ってまいりました。しかしながら、専門家である税理士向けの、税務・会計・給与という幅広いシステムに対する要望を満たす製品を製作することは容易ではなく、計画以上の開発期間と投資を要することになりました。また、月額課金方式である当社事業においては、費用を賄える一定の利用者数を超えるまでは投資先行になります。

(2) 重要事象等を解消又は改善するための対応策

当社は、当該重要事象を解消し又は改善すべく、次の対応策を講じております。

サービスの強化

当社のビジョン「いい税理士をあたりまえに」の実現に向けて、「いい税理士」が顧問先の経営に寄与するためのサービス「キャッシュ・イズ・キング」を令和元年11月にリリースしました。既存のA-SaaSシステムと併せて、システムの品質向上・機能改善・機能強化を通して、税理士事務所様及び顧問先様に対し、安定的で快適な業務環境をご提供してまいります。さらに、税理士事務所様が顧問先様の経営に深く関与するための支援を積極的に行うため、新たなサービスの企画・開発を進めてまいります。

人員の拡大

営業人員やマーケティング人員の増員により、新規顧客獲得、webマーケティング強化など、様々な施策を実施してまいります。これらの施策を通じて既存システムや新サービスの顧客を数多く獲得することで、利用者数の増加を目指します。また、カスタマーサクセス部署を新設し、顧客によるシステムの利用を促進し、利用単価および利用者数の向上やサービスのアップセル、クロスセルを目指します。

資金調達

資金面では、いまだ先行投資の状態は続いている状況であり、また、システムの品質向上・機能改善、新たなサービスの企画・開発を実施するためにはさらなる資金需要が発生いたします。当社としましては、ベンチャーキャピタルからの資金調達や、当社とシナジーの期待できる事業会社との業務・資本提携を引き続き進めることで、安定した財務基盤を確立し、事業スピードを上げてまいります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、経済活動が抑制され、景気の悪化が急速に進んでおります。

感染症の収束を見通せない中、国内経済の先行きは不透明であり、当社の顧客である税理士業界においても影響が長期化することが予想されます。このような状況において、当社は社員および顧客の安全を優先し、昨年度から在宅勤務により、当社ユーザーである会計事務所の皆様を引き続き全力でご支援してまいりました。

このような状況のもと、当社のサービスである「A-SaaS（エーサース）」の提供により、効率的な事務所経営、顧問先に喜ばれるツールの提供をし、当社製品の改善・改良をしていながら、基本的な性能や品質を向上させるべく、取り組んでまいりました。

今後さらに、税理士事務所様が中小企業向けの経営顧問サービスの提供を支援する機能を充実させ、税理士向けのシステムを提供する企業としての唯一無二のポジションを強化するため、人員強化に努めてまいりました。

この結果、当中間会計期間の業績は、売上高371,583千円(前年同期比11.8%増)計上し、営業利益39,069千円(前年同期14,881千円の営業損失)、経常利益36,375千円(前年同期は15,896千円の経常損失)、中間純利益31,476千円(前年同期は25,765千円の中間純損失)となりました。

なお、当社は、会計事務所向け事業のみを営んでいるため、セグメント別の業績は記載しておりません。

生産、受注及び販売の状況の実績は、次のとおりであります。

生産実績

当社は、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

受注実績

当社は、税理士向け事業のみを行っており、受注実績はありません。

販売実績

当社は、税理士向け事業の単一セグメントであり、当中間会計期間の販売実績は次の通りであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
税理士向け事業	371,583	111.80

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 財政状態

資産

当中間会計期間末における流動資産の残高は、前事業年度末より102,885千円増加し、257,761千円となりました。この主な要因は、ユーザーの年間利用料の前受による現金及び預金の増加158,112千円によるものであります。

以上の結果、当中間会計期間末における資産の合計は、前事業年度末に比べ100,524千円増加し、267,531千円となりました。

負債

当中間会計期間末における流動負債の残高は、前事業年度末より66,932千円増加し、388,069千円となりました。この主な要因は、短期借入金の返済120,000千円の返済があったものの、当社サービス利用料金の1年分を前受けることによって増加した前受金の増加188,868千円によるものであります。

固定負債の残高は、前事業年度末より2,116千円増加し、138,831千円となりました。これは、会員預り金の増加によるものであります。

以上の結果、当中間会計期間末における負債の合計は、前事業年度末に比べ69,047千円増加し、526,900千円となりました。

純資産

純資産の残高は、前事業年度より31,476千円増加し、259,369千円の債務超過となりました。この要因は、中間純利益31,476千円を計上したものの、過去の損失分があるためです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前年同期に比べ78,578千円増加し、222,098千円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、278,536千円の収入(前年同期は207,260千円の収入)となりました。これは主に、税引前中間純利益36,375千円(前年同期は税引前中間純損失24,991千円)を計上したことと、1年分の利用料を前受けしたことにより、先行して資金を確保することが出来たことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間会計期間における投資活動の結果支出した資金は、424千円の支出(前年同期は440千円の支出)となりました。主に、一般社団法人いい税理士協会に伴う拠出金によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間会計期間における財務活動の結果支出した資金は、120,000千円(前年同期は120,000千円の支出)となりました。これは、短期借入金の返済による支出120,000千円であります。

2. 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項については、当中間会計期間末において当社が判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたっては、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、これらについては、過去の実績や現在の状況等を勘案し、合理的と考えられる見積り及び判断を行っております。ただし、これらには見積り特有の不確実性が伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

なお、当社が財務諸表を作成するにあたり採用した重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 中間財務諸表等 (1) 中間財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容

a. 売上高

当中間会計期間の売上高は、前年同期に比べて39,223千円増加し371,583千円(前年同期比11.8%増)となりました。主に、前期に開始した価格改定による増収によるものです。

b. 売上原価、売上総利益

売上原価は、前年同期に比べて4,852千円減少し149,764千円(前年同期比3.1%減)となりました。

以上の結果、売上総利益は前中間会計期間に比べて44,076千円増加し、221,819千円(前年同期比124.8%)となりました。

c. 販売管理費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費は、前中間会計期間に比べて9,874千円減少し182,750千円(前年同期比94.9%)となりました。主たる要因としては、採用費が5,646千円減少したためであります。

以上の結果、営業利益は前中間会計期間に比べて53,950千円増加し、39,069千円(前年同期比は14,881千円の営業損失)となりました。

d. 営業外損益、経常利益

営業外費用は、前中間会計期間に比べ1,588千円増加し、2,789千円になりました。主な要因は、システム開発預託金である会員預り金を月額利用料から減額する形で会員に返還しており、この預託金の返還額の差額を実質上の利息と考え、支払利息の計上額が増加したためであります。

以上の結果、経常利益は36,375千円(前年同期：経常損失15,896千円)となりました。

e. 中間純利益

当中間会計期間の法人税、住民税及び事業税は4,898千円となりました。

以上の結果、中間純利益は31,476千円(前年同期：中間純損失25,765千円)となりました。

財政状態の状況

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 財政状態」に記載のとおりです。

資本の財源及び資金の流動性

当社の運転資金につきましては、自己資金、新株発行による調達資金により充当することとしております。

なお、当社の資金の流動性につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。当中間会計期間において重要な資本的支出の予定はございません。

経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、事業内容、事業運営・組織体制等、様々なリスク要因が経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。そのため、当社は常に市場動向や業界動向を注視しつつ、優秀な人材の確保と適切な教育を実施するとともに、事業運営体制の強化と整備を進めることで、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因に適切な対応を図ってまいります。

経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営者は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の通り、当社が今後更なる成長と発展のためには、厳しい環境の中で、様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。

経営戦略の現状と見通し

当社は、「税理士のみなさまにとって、なくてはならない存在として」をミッションとして掲げ、会計事務所には選ばれるオンリーワンのビジネスインフラとして進化し続け、中小企業が創る日本の未来に全力で貢献したいと考えております。

当社のビジョン「いい税理士をあたりまえに」を実現するために、「いい税理士」が中小企業の経営に貢献するためのサービスの提供を続け、新サービスの企画・開発を進めてまいります。

当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容

当中間会計期間は、利用者の料金改定による増収により、売上高371,583千円（前年同期は売上高332,360千円）の計上し、営業利益39,069千円（前年同期は営業損失14,881千円）、経常利益36,375千円（前年同期は経常損失15,896千円）、中間純利益31,476千円（前年同期は中間純損失25,765千円）となりました。

キャッシュ・フローの分析

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 1. 経営成績等の状況の概要 (3) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

事業所 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従 業 員 数 (名)
		建物附属設備	工具、器具及び 備品	合計	
本社 (東京都中央区)	設備工事、内装工 事、事務機器等	-	-	-	86

(注) 1. 本社の固定資産は、令和2年7月31日付けですべて減損いたしました。
2. 当社は単一セグメントのため、セグメントに関連つけた記載は行っておりません。
3. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所 (所在地)	設備の内容	面積(㎡)	年間賃借料(千円)
本社	事務所	551.0	25,002

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	250,000
A種優先株式	50,000
B種優先株式	50,000
C種優先株式	50,000
計	400,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (令和3年7月31日)	提出日現在発行数(株) (令和3年10月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	24,209	24,209	非上場	(注)1、2、3
A種優先株式	27,000	27,000	同上	(注)1、2、4、5
B種優先株式	29,412	29,412	同上	(注)1、2、4、6
C種優先株式	11,962	11,962	同上	(注)1、2、4、7
計	92,583	92,583	—	—

(注) 1. 単元株制度は採用しておりません。

- 当社の発行する株式について、会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款において定めております。
- 発行済株式のうち普通株式2,629株は、現物出資(借入金の株式化63,000千円、未払金の株式化3,706千円)によって発行されたものであります。
- 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式についての定めを定款に定めております。
- A種優先株式の内容は次のとおりです。
 - 種類株主総会の決議方法
 - 種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する全ての株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - 会社法第322条第2項に関する定款の定めはありません。
 - A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)は、株主総会(A種種類株主総会及びA種B種C種種類株主総会を含む。)において1株につき1個の議決権を有する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産(その種類を問わない。以下同じ。)を分配する時は、A種優先株主又はA種登録株式質権者に対し、本定款15条及び本定款16条に基づきB種優先残余財産分配金及びC種優先残余財産分配金が支払われた後、最終の株主名簿に記載され又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額(払込金額が調整された場合は調整後の払込金額を意味する。)の1倍に相当する金額に、未払いの剰余金の配当があるときはA種優先株式1株当たりのその金額を加えた金額(以下「A種優先残余財産分配金」という。)を支払う。

当会社は、B種優先株主又はB種登録株式質権者及びC種優先株主又はC種登録株式質権者に対してB種優先残余財産分配金の全額及びC種優先残余財産分配金の全額がそれぞれ支払われ、かつA種優先株主又はA種登録株式質権者に対してA種優先残余財産分配金の全額が支払われた後、なお残余財産がある場合は、A種優先株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、B種優先株主又はB種登録株式質権者、及びC種優先株主又はC種登録株式質権者と同順位にて、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の金額を支払う。

(3) 株式の併合または分割、株主割当てにおける調整額の算定

株式の分割が行われた場合には、その都度、A種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額（1円未満は切り捨てる。）を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たりのA種優先残余財産分配金}}{\text{分割による増加A種優先株式数}} \times \text{分割後のA種優先株式数}$$

株式の併合が行われた場合には、その都度、A種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額（1円未満は切り捨てる。）を加算した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たりのA種優先残余財産分配金}}{\text{併合による減少A種優先株式数}} \times \text{併合後のA種優先株式数}$$

株主に募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えて株式の発行または処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、その都度、A種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額を控除した額（1円未満は切り捨てる。）とする。下記算式の「A種優先株式当初払込金額」とは、金25,000円をいうものとし、本項目に基づきA種優先残余財産分配金が調整された場合には、それに準じて調整されるものとする。「既発行のA種優先株式数」からは、当該発行または処分の時点における当会社が保有する自己株式の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新規発行のA種優先株式数」は「処分する自己株式（A種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たりのA種優先残余財産分配金} \times \frac{\text{新規発行のA種優先株式数}}{\text{既発行のA種優先株式数} + \text{新規発行のA種優先株式数}} \times \frac{1 \text{株当たりA種優先株式当初払込金額} - 1 \text{株当たり新規発行のA種優先株式払込金額}}{1 \text{株当たりA種優先株式当初払込金額}}$$

(4) 取得請求権

1 普通株式の交付と引換えにする取得請求権

A種優先株主は、下記の条件に従って、A種優先株式1株につき、以下に定めるところにより算出される数の当会社の普通株式の交付と引換えにA種優先株式を取得することを請求することができる。

2 当初取得価額及び取得価額の調整

(イ) 当初取得価額

当初取得価額は、金25,000円とする。

(ロ) 取得価額の調整

A種優先株式発行後、A種優先株式の当初取得価額（取得価額が調整された場合は調整後の取得価額を意味する。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合（但し、当会社の普通株式の交付と引換えに取得されもしくは取得させることができる証券もしくは権利、当会社の普通株式と転換されもしくは転換することができる証券もしくは権利または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、転換または行使による場合を除く。）には、かかる普通株式の発行または処分における払込金額相当額をもって調整後の取得価額とするものとし、払込日の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

A種優先株式発行後、株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（1円未満は切り捨てる。）ものとし、調整後の取得価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当て（普通株主に普通株式の無償割当てをするときにA種優先株主にも同様に無償割当てをする場合を除く。）については、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、または、基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用する。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\begin{aligned} \text{調整後} &= \text{調整前} \times \frac{\text{既発行} \times \text{新発行・処分株式数} \times \text{新発行・処分}}{\text{取得価額} \quad \text{取得価額} \quad \text{普通株式数} \quad \text{における1株当たりの払込金額}} \\ &\quad \text{調整前取得価額} \\ &\quad \text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数} \end{aligned}$$

上記 に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、上記 に準じて取得価額を調整する。

- a. 合併、株式交換、株式移転、会社分割または資本金の額の減少により取得価額の調整を必要とするとき。
- b. その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限り、取得価額の調整は行わない。但し、当該差額相当額は、その後に取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にその都度算入する。

取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日における、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(八) 上記(ロ)により取得価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、修正前または調整前の取得価額、修正後または調整後の取得価額ならびにその適用の日その他必要な事項をA種優先株主に通知する。但し、上記(ロ) b.の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(二) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

A種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、以下の通りとする。但し、発行可能株式総数から発行済株式（自己株式を除く。）の総数を控除して得た数を上限とする。

$$\begin{aligned} \text{取得と引換えに交付すべき} &= \frac{\text{A種優先株主が取得請求を行った} \times \text{A種優先株式の払込金額の総額}}{\text{普通株式数} \quad \text{取得価額}} \end{aligned}$$

上記のA種優先株式の払込金額（当初金25,000円）は、A種優先株式につき株式分割、株式併合またはこれに類する事由があった場合には適切に調整される。交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (ホ) 取得請求受付場所
当会社本店

3 取得請求権の行使期間

平成25年6月11日以降、何時でも、上記(4)1の取得請求を行うことができる。

(5) 取得条項

当社は、当会社の普通株式を金融商品取引所に上場申請することを取締役会において決議し、かつ、当会社の株式公開に関する主幹事証券会社から要請された場合に、かかる日以降1ヶ月間で取締役会が定める日（以下「一斉取得日」という。）に、A種優先株式を取得し、これと引換えに、当社が取得するA種優先株式の当初払込金額の総額を取得価額で除して得られる数の普通株式を交付することができる。なお、一斉取得日に先立ち、上記(4)2(ロ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額は上記(4)2(ロ)に準じて調整される。上記の交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(6) 株式の併合または分割、株主割当て

株式の併合または分割を行うときは、普通株式及びA種優先株式ごとに、同時に同一の比率でこれを行う。

株主に募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主には、A種優先株式またはA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てまたは普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の株式無償割当てまたはA種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

(7) 取締役の選任権

A種優先株主は、A種種類株主総会において取締役1名を選任できる。

(8) A種B種C種種類株主総会の決議事項

当会社が下記の事項を行うためには、A種B種C種種類株主総会の決議があることを必要とする。その際の決議は、出席した議決権を行使することができるA種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

株式、新株予約権付社債又は新株予約権の発行、割当て、買取、処分又は償還、及び将来的に当会社の株式の発行を要求できる又は持株比率希薄化の効果を有するオプション、又はワラントの付与若しくは発行。

当会社の定款の変更及び修正。

当会社の重要な規程の制定、変更及び廃止。

当会社の事業若しくは資産の全部若しくは主要な一部の譲渡及び処分並びに第三者からの取得。当会社の重要な財産の処分。

合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為。

自己株式又はその他の当会社の持分の処分又は希釈。

剰余金の配当（中間配当及び最終配当）又は処分並びに配当方針の変更。

資本金、資本準備金、利益剰余金、資本剰余金その他資本の変更。

株式併合、株式分割又は株式の消却。

当会社の授權株式数及び発行株式数の増加又は減少。

当会社が現に営んでいる事業の廃止。

株式公開の申請、並びに株式公開の時期及び幹事証券会社の決定及び修正。

当会社の解散の承認、当会社の破産手続、民事再生手続、会社更生手続その他の法的倒産手続の開始の申立て、又は破産管財人の指名の申請。

新たな子会社若しくは関係会社又は支店の設立。

当会社による他の会社等に対する投資に係る契約、及び他の会社等による当会社に対する投資に係る契約の締結、変更又は解除。

当会社の株式譲渡の承認

6. B種優先株式の内容は次のとおりです。

(1) 種類株主総会の決議方法

(a) 種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(b) 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(c) 会社法第322条第2項に関する定款の定めはない。

(d) B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）は、株主総会（B種種類株主総会、B種C種種類株主総会及びA種B種C種種類株主総会を含む。）において1株につき1個の議決権を有する。

(2) 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配する時は、B種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、最終の株主名簿に記載され又は記録されたA種優先株主又はA種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式の内容に基づきC種優先株主又はC種登録株式質権者に対してC種優先残余財産分配金を支払うのと同順位にて、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額（払込金額が調整された場合は調整後の払込金額を意味する。）の1.25倍に相当する金額に、未払いの剰余金の配当があるときはB種優先株式1株当たりのその金額を加えた金額（以下「B種優先残余財産分配金」という。）を支払う。

当会社は、B種優先株主又はB種登録株式質権者及びC種優先株主又はC種登録株式質権者に対してB種優先残余財産分配金の全額及びC種優先残余財産分配金の全額がそれぞれ支払われ、かつA種優先株式の内容に基づきA種優先株主又はA種登録株式質権者に対してA種優先残余財産分配金の全額が支払われた後、なお残余財産がある場合は、B種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、A種優先株主又はA種登録株式質権者、及びC種優先株主又はC種登録株式質権者と同順位にて、B種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の金額を支払う。

(3) 株式の併合又は分割、株主割当てにおける調整額の算定

株式の分割

株式の分割が行われた場合には、その都度、B種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額（1円未満は切り捨てる。）を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たりのB種優先残余財産分配金}}{\text{分割による増加B種優先株式数}} \times \frac{\text{分割後のB種優先株式数}}{\text{分割前のB種優先株式数}}$$

株式の併合

株式の併合が行われた場合には、その都度、B種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額（1円未満は切り捨てる。）を加算した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たりのB種優先残余財産分配金}}{\text{併合による減少B種優先株式数}} \times \frac{\text{併合後のB種優先株式数}}{\text{併合前のB種優先株式数}}$$

株式の割当て

株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、その都度、B種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額を控除した額（1円未満は切り捨てる。）とする。下記算式の「B種優先株式当初払込金額」とは、金34,000円をいうものとし、本項目に基づきB種優先残余財産分配金が調整された場合には、それに準じて調整されるものとする。「既発行のB種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新規発行のB種優先株式数」は「処分する自己株式（B種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たりのB種優先残余財産分配金}}{\frac{\text{新規発行のB種優先株式数} \times \frac{1 \text{株当たりB種優先株式当初払込金額}}{1 \text{株当たり新規発行のB種優先株式払込金額}}}{\text{既発行のB種優先株式数} + \text{新規発行のB種優先株式数}}$$

(4) 取得請求権

1 普通株式の交付と引換えにする取得請求権

B種優先株主は、下記の条件に従って、B種優先株式1株につき、以下に定めるところにより算出される数の当会社の普通株式の交付と引換えにB種優先株式を取得することを請求することができる。

2 当初取得価額及び取得価額の調整

(イ) 当初取得価額

当初取得価額は、金34,000円とする。

(ロ) 取得価額の調整

B種優先株式発行後、B種優先株式の当初取得価額（取得価額が調整された場合は調整後の取得価額を意味する。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合（なお、当会社の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当会社の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、転換又は行使による場合を除く。）には、かかる普通株式の発行又は処分における払込金額相当額をもって調整後の取得価額とするものとし、払込日の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

B種優先株式発行後、株式の分割又は株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（1円未満は切り捨てる。）ものとし、調整後の取得価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当て（普通株主に普通株式の無償割当てをするときにB種優先株主にも同様に無償割当てをする場合を除く。）については、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、又は、基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用する。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} \times \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{新発行・処分における1株当たりの払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

上記に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、上記に準じて取得価額を調整する。

- a. 合併、株式交換、株式移転、会社分割又は資本金の額の減少により取得価額の調整を必要とするとき。
- b. その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限り、取得価額の調整は行わない。

但し、当該差額相当額は、その後に取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にその都度算入する。

取得価額調整式に使用する調整前の取得価額は、調整後の取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日における、又は、基準日がない場合は調整後の取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

当会社のB種優先株主で構成される種類株主総会（以下「B種種類株主総会」という。）において承認された場合には、取得価額の調整は行わない。

（八）取得価額調整に関する通知

上記（ロ）により取得価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、修正前又は調整前の取得価額、修正後又は調整後の取得価額並びにその適用の日その他必要な事項をB種優先株主に通知する。但し、上記（ロ）b.の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

（二）取得と引換えに交付すべき普通株式数

B種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、以下のとおりとする。但し、発行可能株式総数から発行済株式（自己株式を除く。）の総数を控除して得た数を上限とする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{B種優先株主が取得請求を行ったB種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

上記のB種優先株式の払込金額（当初金額34,000円）は、B種優先株式につき株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には適切に調整される。

交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

（ホ）取得請求受付場所

当会社本店

3 取得請求権の行使期間

平成26年10月23日以降、何時でも、上記（4）1の取得請求を行うことができる。

(5)取得条項

当社は、当社の普通株式を金融商品取引所に上場申請することを取締役会において決議し、かつ、当社の株式公開に関する主幹事証券会社から要請された場合に、かかる日以降1ヶ月間で取締役会が定める日（以下「一斉取得日」という。）に、B種優先株式を取得し、これと引換えに、当社が取得するB種優先株式の当初払込金額の総額を取得価額で除して得られる数の普通株式を交付することができる。なお、一斉取得日に先立ち、上記（4）2（ロ）に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額は上記（4）2（ロ）に準じて調整される。上記の交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

(6)株式の併合又は分割、株主割当て

株式の併合又は分割

株式の併合又は分割を行うときは、普通株式及びB種優先株式ごとに、同時に同一の比率でこれを行う。

募集株式の割当てを受ける権利等の付与

株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主には、B種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

株式の無償割当て等

株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式の株式無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式の株式無償割当て又はB種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

(7)取締役の選任権

B種優先株主は、B種種類株主総会において取締役1名を選任でき、B種C種種類株主総会において取締役1名を選任できる。

(8)A種B種C種種類株主総会の決議事項

当社が下記の事項を行うためには、A種B種C種種類株主総会の決議があることを必要とする。その際の決議は、出席した議決権を行使することができるA種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

株式、新株予約権付社債又は新株予約権の発行、割当て、買取、処分又は償還、及び将来的に当社の株式の発行を要求できる又は持株比率希薄化の効果を有するオプション、又はワラントの付与若しくは発行。

当社の定款の変更及び修正。

当社の重要な規程の制定、変更及び廃止。

当社の事業若しくは資産の全部若しくは主要な一部の譲渡及び処分並びに第三者からの取得。当社の重要な財産の処分。

合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為。

自己株式又はその他の当社の持分の処分又は希釈。

剰余金の配当（中間配当及び最終配当）又は処分並びに配当方針の変更。

資本金、資本準備金、利益剰余金、資本剰余金その他資本の変更。

株式併合、株式分割又は株式の消却。

当社の授權株式数及び発行株式数の増加又は減少。

当社が現に営んでいる事業の廃止。

株式公開の申請、並びに株式公開の時期及び幹事証券会社の決定及び修正。

当社の解散の承認、当社の破産手続、民事再生手続、会社更生手続その他の法的倒産手続の開始の申立て、又は破産管財人の指名の申請。

新たな子会社若しくは関係会社又は支店の設立。

当社による他の会社等に対する投資に係る契約、及び他の会社等による当社に対する投資に係る契約の締結、変更又は解除。

当社の株式譲渡の承認。

7. C種優先株式の内容は次のとおりです。

(1) 種類株主総会の決議方法

- (a) 種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる全ての株主の議決権の過半数をもって行う。
- (b) 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する全ての株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
- (c) 会社法第322条第2項に関する定款の定めはない。
- (d) C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）は、株主総会（C種種類株主総会、B種C種種類株主総会及びA種B種C種種類株主総会を含む。）において1株につき1個の議決権を有する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配する時は、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、最終の株主名簿に記載され又は記録されたA種優先株主又はA種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式の内容に基づきB種優先株主又はB種登録株式質権者に対してB種優先残余財産分配金を支払うのと同順位にて、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額（払込金額が調整された場合は調整後の払込金額を意味する。）の1.25倍に相当する金額に、未払いの剰余金の配当があるときはC種優先株式1株当たりのその金額を加えた金額（以下「C種優先残余財産分配金」という。）を支払う。

当社は、C種優先株主又はC種登録株式質権者及びB種優先株主又はB種登録株式質権者に対してC種優先残余財産分配金の全額及びB種優先残余財産分配金の全額がそれぞれ支払われ、かつA種優先株式の内容条に基づきA種優先株主又はA種登録株式質権者に対してA種優先残余財産分配金の全額が支払われた後、なお残余財産がある場合は、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、A種優先株主又はA種登録株式質権者、及びB種優先株主又はB種登録株式質権者と同順位にて、C種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の金額を支払う。

(3) 株式の併合又は分割、株主割当てにおける調整額の算定

株式の分割

株式の分割が行われた場合には、その都度、C種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額（1円未満は切り捨てる。）を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たりのC種優先残余財産分配金}}{\text{分割による増加C種優先株式数}} \times \text{分割後のC種優先株式数}$$

株式の併合

株式の併合が行われた場合には、その都度、C種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額（1円未満は切り捨てる。）を加算した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たりのC種優先残余財産分配金}}{\text{併合による減少C種優先株式数}} \times \text{併合後のC種優先株式数}$$

株式の割当て

株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、その都度、C種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額を控除した額（1円未満は切り捨てる。）とする。下記算式の「C種優先株式当初払込金額」とは、金41,800円をいうものとし、本項目に基づきC種優先残余財産分配金が調整された場合には、それに準じて調整されるものとする。「既発行のC種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新規発行のC種優先株式数」は「処分する自己株式（C種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たりのC種優先残余財産分配金}}{\frac{\text{新規発行のC種優先株式数}}{\text{1株当たりC種優先株式当初払込金額}} - \frac{\text{1株当たり新規発行のC種優先株式払込金額}}{\text{1株当たりC種優先株式当初払込金額}}} \times \text{既発行のC種優先株式数} + \text{新規発行のC種優先株式数}$$

(4) 取得請求権

1 普通株式の交付と引換えにする取得請求権

C種優先株主は、下記の条件に従って、C種優先株式1株につき、以下に定めるところにより算出される数の当会社の普通株式の交付と引換えにC種優先株式を取得することを請求することができる。

2 当初取得価額及び取得価額の調整

(イ) 当初取得価額

当初取得価額は、金41,800円とする。

(ロ) 取得価額の調整

C種優先株式発行後、C種優先株式の当初取得価額（取得価額が調整された場合は調整後の取得価額を意味する。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合（なお、当会社の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当会社の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、転換又は行使による場合を除く。）には、かかる普通株式の発行又は処分における払込金額相当額をもって調整後の取得価額とするものとし、払込日の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

C種優先株式発行後、株式の分割又は株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（1円未満は切り捨てる。）ものとし、調整後の取得価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当て（普通株主に普通株式の無償割当てをするときにC種優先株主にも同様に無償割当てをする場合を除く。）については、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、又は、基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用する。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\begin{array}{lcl} \text{調整後} & & \text{新発行・処分株式数} \times \text{新発行・処分} \\ \text{取得価額} & = & \text{における1株当たりの払込金額} \\ & & \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{調整前取得価額}} \\ & & \text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数} \end{array}$$

上記に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、当会社は、上記に準じて取得価額を調整する。

- a. 合併、株式交換、株式移転、会社分割又は資本金の額の減少により取得価額の調整を必要とするとき。
- b. その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限り、取得価額の調整は行わない。

但し、当該差額相当額は、その後に取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にその都度算入する。

取得価額調整式に使用する調整前の取得価額は、調整後の取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式に使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日における、又は、基準日がない場合は調整後の取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

当会社のC種優先株主で構成される種類株主総会（以下「C種種類株主総会」という。）において承認された場合には、取得価額の調整は行わない。

(ハ) 取得価額調整に関する通知

上記(ロ)により取得価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、修正前又は調整前の取得価額、修正後又は調整後の取得価額並びにその適用の日その他必要な事項をC種優先株主に通知する。但し、上記(ロ) b. の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(ニ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

C種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、以下のとおりとする。但し、発行可能株式総数から発行済株式（自己株式を除く。）の総数を控除して得た数を上限とする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{C種優先株主が取得請求を行ったC種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

上記のC種優先株式の払込金額（当初金額41,800円）は、C種優先株式につき株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には適切に調整される。

交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

（ホ）取得請求受付場

当会社本店

3 取得請求権の行使期間

平成28年10月28日以降、何時でも、上記（４）1の取得請求を行うことができる。

（５）取得条項

当会社は、当会社の普通株式を金融商品取引所に上場申請することを取締役会において決議し、かつ、当会社の株式公開に関する主幹事証券会社から要請された場合に、かかる日以降１ヶ月間で取締役会が定める日（以下「一斉取得日」という。）に、C種優先株式を取得し、これと引換えに、当会社が取得するC種優先株式の当初払込金額の総額を取得価額で除して得られる数の普通株式を交付することができる。なお、一斉取得日に先立ち、上記（４）2（ロ）に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額は上記4.（２）に準じて調整される。上記の交付すべき普通株式数の算出に当たって１株に満たない端数が生じたときは会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

（６）株式の併合または分割、株主割当て

株式の併合又は分割

株式の併合又は分割を行うときは、普通株式及びC種優先株式ごとに、同時に同一の比率でこれを行う。

募集株式の割当てを受ける権利等の付与

株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主には、C種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

株式の無償割当て等

株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式の株式無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式の株式無償割当て又はC種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

（７）取締役の選任権

C種優先株主は、C種種類株主総会において取締役を１名選任でき、B種C種種類株主総会において取締役１名を選任できる。

（８）A種B種C種種類株主総会の決議事項

当会社が下記の事項を行うためには、A種B種C種種類株主総会の決議があることを必要とする。その際の決議は、出席した議決権を行使することができるA種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

株式、新株予約権付社債又は新株予約権の発行、割当て、買取、処分又は償還、及び将来的に当会社の株式の発行を要求できる又は持株比率希薄化の効果を有するオプション、又はワラントの付与若しくは発行。

当会社の定款の変更及び修正。

当会社の重要な規程の制定、変更及び廃止。

当会社の事業若しくは資産の全部若しくは主要な一部の譲渡及び処分並びに第三者からの取得。当会社の重要な財産の処分。

合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為。

自己株式又はその他の当会社の持分の処分又は希釈。

剰余金の配当（中間配当及び最終配当）又は処分並びに配当方針の変更。

資本金、資本準備金、利益剰余金、資本剰余金その他資本の変更。

株式併合、株式分割又は株式の消却。

当会社の授權株式数及び発行株式数の増加又は減少。

当会社が現に営んでいる事業の廃止。

株式公開の申請、並びに株式公開の時期及び幹事証券会社の決定及び修正。

当会社の解散の承認、当会社の破産手続、民事再生手続、会社更生手続その他の法的倒産手続の開始の

申立て、又は破産管財人の指名の申請。

新たな子会社若しくは関係会社又は支店の設立。

当会社による他の会社等に対する投資に係る契約、及び他の会社等による当会社に対する投資に係る契約の締結、変更又は解除。

当会社の株式譲渡の承認。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	平成27年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 49
新株予約権の数（個）	1,510（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 1,510
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1（注）2
新株予約権の行使期間	平成29年4月21日～平成37年4月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 34,000 資本組入額 17,000
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当中間会計期間の末日（令和3年7月31日）における内容を記載しております。当中間会計期間の末日から提出日の前月末現在（令和3年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当中間会計期間の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当会社の発行済株式総数から当会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、引き続き新株予約権を行使することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（当社が完全子会社となる場合に限る。以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

本項に準じて決定する。

決議年月日	平成28年10月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社B種優先株主 2
新株予約権の数（個）	17,646（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及びに数（株）	B種優先株式 17,646
新株予約権の行使時の払込金額（円）	34,000（注）2
新株予約権の行使期間	平成28年10月21日～平成33年10月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 34,000 資本組入額 17,000
新株予約権の行使の条件	該当事項はありません。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当中間会計期間の末日（令和3年7月31日）における内容を記載しております。当中間会計期間の末日から提出日の前月末現在（令和3年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当中間会計期間の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、割り当て株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価格で新たにB種優先株式を発行する場合または当社が保有するB種優先株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行B種優先株式数} + \frac{\text{新規発行B種優先株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行B種優先株式数} + \text{新規発行B種優先株式数}}$$

上記の算式において「既発行B種優先株式数」とは、当社の発行済のB種優先株式総数から当社の保有するB種優先株式の総数を控除した数とし、当社の保有するB種優先株式の処分を行う場合には、「新規発行B種優先株式数」を「処分するB種優先株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（当社が完全子会社となる場合に限る。）（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において存在する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編新株予約権者の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記3. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

新株予約権の行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に係る契約又は計画において定めるものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

交付される新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

決議年月日	平成29年 5 月29日	平成29年10月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 35	当社従業員 40
新株予約権の数（個）	1,588（注）1	845（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及びに数（株）	普通株式 1,588	普通株式 845
新株予約権の行使時の払込金額（円）	10,000（注）2	10,000（注）2
新株予約権の行使期間	平成31年 5 月30日～平成41年 5 月29日	平成31年10月19日～平成41年10月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 10,000 資本組入額 5,000	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、引き続き新株予約権を行使することができる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	

当中間会計期間の末日（令和3年7月31日）における内容を記載しております。当中間会計期間の末日から提出日の前月末現在（令和3年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当中間会計期間の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当会社の発行済株式総数から当会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換又は株式移転（当社が完全子会社となる場合に限る。以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記3. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

本項に準じて決定する。

決議年月日	平成30年 5 月31日	平成30年 7 月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 45	当社取締役 1 当社従業員 3
新株予約権の数（個）	945（注）1	24,600（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及びに数（株）	普通株式 945	普通株式 24,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	10,000（注）2	10,000（注）2
新株予約権の行使期間	平成32年 6 月 1 日～ 平成42年 5 月31日	平成32年 8 月 1 日～ 平成42年 7 月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 10,000 資本組入額 5,000	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、引き続き新株予約権を行使することができる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	

当中間会計期間の末日（令和3年7月31日）における内容を記載しております。当中間会計期間の末日から提出日の前月末現在（令和3年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当中間会計期間の末日における内容から変更はありません。

- （注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当会社の発行済株式総数から当会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（当社が完全子会社となる場合に限る。以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

本項に準じて決定する。

決議年月日	平成30年11月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 62
新株予約権の数（個）	1,046（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及びに数（株）	普通株式 1,046
新株予約権の行使時の払込金額（円）	10,000（注）2
新株予約権の行使期間	平成32年11月17日～平成42年11月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、引き続き新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当中間会計期間の末日（令和3年7月31日）における内容を記載しております。当中間会計期間の末日から提出日の前月末現在（令和3年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当中間会計期間の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当会社の発行済株式総数から当会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換又は株式移転（当社が完全子会社となる場合に限る。以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

本項に準じて決定する。

決議年月日	令和元年 5 月23日	令和元年11月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 70	当社従業員 73
新株予約権の数（個）	1,335（注）1	1,259（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及びに数（株）	普通株式 1,335	普通株式 1,259
新株予約権の行使時の払込金額（円）	10,000（注）2	10,000（注）2
新株予約権の行使期間	令和3年5月24日～令和13年5月23日	令和3年11月30日～令和13年11月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 10,000 資本組入額 5,000	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、引き続き新株予約権を行使することができる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	

当中間会計期間の末日（令和3年7月31日）における内容を記載しております。当中間会計期間の末日から提出日の前月末現在（令和3年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当中間会計期間の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当会社の発行済株式総数から当会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換又は株式移転（当社が完全子会社となる場合に限る。以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4.に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

本項に準じて決定する。

決議年月日	令和2年7月15日	令和2年11月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 71	当社従業員 81
新株予約権の数(個)	1,179(注)1	1,192(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及びに数(株)	普通株式 1,179	普通株式 1,192
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000(注)2	10,000(注)2
新株予約権の行使期間	令和4年7月16日～ 令和14年7月15日	令和4年12月1日～ 令和14年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、引き続き新株予約権を行使することができる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	

当中間会計期間の末日(令和3年7月31日)における内容を記載しております。当中間会計期間の末日から提出日の前月末現在(令和3年9月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当中間会計期間の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当会社の発行済株式総数から当会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換又は株式移転（当社が完全子会社となる場合に限る。以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

本項に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和3年7月31日	-	92,583	-	199,006	-	100,006

(5) 【大株主の状況】

令和3年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対 する所有株式数 の割合(%)
Japan Ventures L.P.	Pembroke Hall 42 Crow Lan, Pembroke HM 19, Bermuda	23,380	25.26
Arbor Ventures ,L.P	89 Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman, Cayman Islands KY1-9007	11,317	12.22
A T - 投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂1-12-32アーク森ビル3階	10,000	10.80
M I C イノベーション3号 投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂1-11-28	9,071	9.80
株式会社デジタルホールディン グス	東京都千代田区四番町6番 東急番町ビル	6,000	6.48
株式会社セールス フォース・ドットコム	東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワー12階	3,000	3.24
アイ・マーキュリー キャピタル株式会社	東京都渋谷区東1-2-20住友不動産渋谷ファ ーストタワー7F	2,941	3.18
株式会社アスリート	愛知県名古屋市中村区名駅5-27-13	2,220	2.40
A G キャピタル株式会社	東京都港区芝2-31-9	2,000	2.16
浅野 芳郎	岐阜県羽島市	1,284	1.39
計	—	71,213	76.93

(注)1. 上記の所有株式数のうち、A種優先株式数は、次のとおりであります。

A T - 投資事業有限責任組合	10,000株
M I C イノベーション3号投資事業有限責任組合	7,600株
株式会社デジタルホールディングス	6,000株
株式会社セールスフォース・ドットコム	3,000株

2. 上記の所有株式数のうち、B種優先株式数は、次のとおりであります。

Japan Ventures L.P.	16,176株
Arbor Ventures Fund S	8,824株
アイ・マーキュリーキャピタル株式会社	2,941株
M I C イノベーション3号投資事業有限責任組合	1,471株

3. 上記の所有株式数のうち、C種優先株式数は、次のとおりであります。

Japan Ventures L.P.	7,204株
Arbor Venture Fund L.P.	2,483株
A G キャピタル株式会社	2,000株

4. A種優先株式は、株主総会において1株につき1個の議決権を有します。

5. B種優先株式は、株主総会において1株につき1個の議決権を有します。

6. C種優先株式は、株主総会において1株につき1個の議決権を有します。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和3年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己所有株式) 普通株式 10	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 24,199	24,199	-
	A種優先株式 27,000	27,000	-
	B種優先株式 29,412	29,412	-
	C種優先株式 11,962	11,962	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	92,583	-	-
総株主の議決権	-	92,573	-

【自己株式等】

令和3年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) Mikatus株式会社	東京都中央区 日本橋馬喰町 二丁目14番2号	10	-	10	0.01
計	-	10	-	10	0.01

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)	就任年月日
取締役	香本慎一郎	昭和52年11月1日	平成12年4月 平成29年5月	三井物産株式会社入社 Eight Roads Ventures Japan 入社(現)	(注)2	-	令和3年 7月15日

(注) 1. 取締役 香本慎一郎は、社外取締役であります。

2. 取締役の任期は、就任から令和4年1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(2) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役	深澤優壽	令和3年7月15日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性6名 女性0名(役員のうち女性の比率0%)

第 5 【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(令和3年2月1日から令和3年7月31日まで)の中間財務諸表について、監査法人銀河により中間監査を受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年1月31日)	当中間会計期間 (令和3年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	63,985	222,098
売掛金	71,578	28,160
前払費用	21,377	8,944
その他	407	527
貸倒引当金	2,473	1,968
流動資産合計	154,876	257,761
固定資産		
投資その他の資産		
敷金及び保証金	11,831	9,170
その他	300	600
投資その他の資産合計	12,131	9,770
固定資産合計	12,131	9,770
資産合計	167,007	267,531
負債の部		
流動負債		
短期借入金	120,000	-
未払金	43,117	44,446
未払費用	1,715	584
未払法人税等	4,396	9,178
未払消費税等	22,340	16,686
前受金	79,124	267,992
預り金	1,157	3,340
設備関係未払金	2,825	2,012
賞与引当金	8,092	8,092
1年内償還予定の社債	35,000	35,000
1年内返還予定の会員預り金	3,367	733
流動負債合計	321,137	388,069
固定負債		
会員預り金	136,715	138,831
固定負債合計	136,715	138,831
負債合計	457,853	526,900

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年1月31日)	当中間会計期間 (令和3年7月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	199,006	199,006
資本剰余金		
資本準備金	100,006	100,006
資本剰余金合計	100,006	100,006
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	641,197	609,720
利益剰余金合計	641,197	609,720
株主資本合計	342,184	310,707
新株予約権	51,338	51,338
純資産合計	290,845	259,369
負債純資産合計	167,007	267,531

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年2月1日 至 令和2年7月31日)	当中間会計期間 (自 令和3年2月1日 至 令和3年7月31日)
売上高	332,360	371,583
売上原価	154,617	149,764
売上総利益	177,743	221,819
販売費及び一般管理費		
旅費及び交通費	1,236	302
貸倒引当金繰入額	82	505
役員報酬	7,800	7,800
給料及び手当	91,795	93,260
賞与	1,470	2,064
賞与引当金繰入額	7,999	3,739
法定福利費	17,037	16,602
採用費	10,544	4,898
地代家賃	14,645	14,597
その他	40,014	39,990
販売費及び一般管理費合計	192,625	182,750
営業利益又は営業損失()	14,881	39,069
営業外収益		
受取利息	0	0
その他	186	95
営業外収益合計	186	95
営業外費用		
支払利息	¹ 328	¹ 1,921
社債利息	872	867
営業外費用合計	1,201	2,789
経常利益又は経常損失()	15,896	36,375
特別損失		
減損損失	² 9,094	-
特別損失合計	9,094	-
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()	24,991	36,375
法人税、住民税及び事業税	774	4,898
法人税等合計	774	4,898
中間純利益又は中間純損失()	25,765	31,476

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和2年2月1日 至 令和2年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金			
				繰越利益剰 余金	合計			
当期首残高	199,006	100,006	100,006	632,124	632,124	333,111	51,338	281,772
当中間期変動額								
中間純利益又は中間 純損失（ ）				25,765	25,765	25,765		25,765
当中間期変動額合計	-	-	-	25,765	25,765	25,765	-	25,765
当中間期末残高	199,006	100,006	100,006	657,889	657,889	358,876	51,338	307,538

当中間会計期間(自 令和3年2月1日 至 令和3年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金			
				繰越利益剰 余金	合計			
当期首残高	199,006	100,006	100,006	641,197	641,197	342,184	51,338	290,845
当中間期変動額								
中間純利益又は中間 純損失（ ）				31,476	31,476	31,476		31,476
当中間期変動額合計	-	-	-	31,476	31,476	31,476	-	31,476
当中間期末残高	199,006	100,006	100,006	609,720	609,720	310,707	51,338	259,369

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年2月1日 至 令和2年7月31日)	当中間会計期間 (自 令和3年2月1日 至 令和3年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()	24,991	36,375
減価償却費	421	-
減損損失	9,094	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	155	505
賞与引当金の増減額(は減少)	2,504	0
受取利息及び受取配当金	0	1
支払利息	328	2,789
売上債権の増減額(は増加)	8,624	43,418
前受金の増減額(は減少)	204,541	188,868
前払費用の増減額(は増加)	2,492	12,433
未払金の増減額(は減少)	14,841	515
未払消費税等の増減額(は減少)	179	5,653
会員預り金の増減額(は減少)	10,264	2,242
その他	4,540	6,577
小計	211,798	282,576
利息及び配当金の受取額	0	1
利息の支払額	2,340	2,195
法人税等の支払額	2,198	1,845
営業活動によるキャッシュ・フロー	207,260	278,536
投資活動によるキャッシュ・フロー		
敷金及び保証金の差入による支出	140	124
その他	300	300
投資活動によるキャッシュ・フロー	440	424
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	120,000	120,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	120,000	120,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	86,819	158,112
現金及び現金同等物の期首残高	56,699	63,985
現金及び現金同等物の中間期末残高	143,519	222,098

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、システム開発の加速と事業スピードの加速をするため、戦略的に人員を増加させております。

当中間会計期間においては、営業利益39,069千円、経常利益36,375千円、中間純利益31,476千円を計上したものの、創業以来、前事業年度まで12期連続して純損失を計上しており債務超過の状況にあります。

当該状況により、今なお継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社は当該状況を解消すべく、引き続き下記の対応策を進めております。

サービスの強化

当社のビジョン「いい税理士をあたりまえに」の実現に向けて、システムの品質向上・機能改善・機能強化を通して、税理士事務所様及び顧問先様に対し、安定的で快適な業務環境をご提供してまいります。さらに、税理士事務所様が顧問先様の経営に深く関与するための支援を積極的に行うため、新たなサービスの企画・開発を進めてまいります。

顧客獲得施策の強化

新規顧客獲得施策、webマーケティング施策の強化などを通じて既存システムや新サービスの顧客を数多く獲得することで、利用者数の増加を目指します。また、カスタマーサクセス部署を新設し、顧客によるシステムの利用を促進し、利用単価および利用者数の向上やサービスのアップセル、クロスセルを目指します。

財務の安定化

財務面では、いまだに不安定な状況であり、また、システムの品質向上・機能改善、新たなサービスの企画・開発を実施するためにはさらなる資金需要が発生いたします。当社としましては、安定した財務基盤を確立し、事業スピードを上げてまいります。

しかしながら、当該施策の達成如何では、財務活動に重要な影響を及ぼす可能性があることから現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	15年
工具、器具及び備品	4年～6年

2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動に僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理について

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 システム開発預託金である会員預り金は、受入時より6年目から月額利用料を2年間につき減額する形で会員に返還することとしております。このため、預託金額と月額利用料の減額総額との差額については、実質上利息と考え、預託金受入時から最終返還時までの期間において、支払利息の計上を行っております。

支払利息に含まれる会員預り金に係る支払利息の発生額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和2年2月1日 至 令和2年7月31日)	当中間会計期間 (自 令和3年2月1日 至 令和3年7月31日)
	- 千円	1,724千円

2 減損損失

前中間会計期間(自 令和2年2月1日 至 令和2年7月31日)

当中間会計期間において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額(千円)
東京事務所 (東京都中央区)	事業用資産	建物附属設備	5,951
		工具、器具及び備品	1,939
		商標権	1,203

当社は、単一事業であることから、全社を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングを行っております。

継続的に営業損失を計上しており、投資額を将来回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(9,094千円)として計上致しました。

回収可能価額は使用価値により零としております。

当中間会計期間(自 令和3年2月1日 至 令和3年7月31日)

該当事項はありません。

(中間株主資本等変動計算書関係)

・前中間会計期間(自 令和2年2月1日 至 令和2年7月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	24,209	-	-	24,209
A種優先株式(株)	27,000	-	-	27,000
B種優先株式(株)	29,412	-	-	29,412
C種優先株式(株)	11,962	-	-	11,962
合計(株)	92,583	-	-	92,583

2.自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	10	-	-	10

3.新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
平成27年第3回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	51,338
平成28年第7回新株予約権	B種優先株式	17,646	-	-	17,646	-
平成29年第10回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
平成29年第10回(2)ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
平成30年第11回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
平成30年第11回(2)ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
平成30年第11回(3)ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
令和元年第12回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
令和元年第12回(2)ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
令和2年第13回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		17,646	-	-	17,646	51,338

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

4.配当に関する事項

該当事項はありません。

・当中間会計期間(自 令和3年2月1日 至 令和3年7月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	24,209	-	-	24,209
A種優先株式(株)	27,000	-	-	27,000
B種優先株式(株)	29,412	-	-	29,412
C種優先株式(株)	11,962	-	-	11,962
合計(株)	92,583	-	-	92,583

2.自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	10	-	-	10

3.新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
平成27年第3回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	51,338
平成28年第7回新株予約権	B種優先株式	17,646	-	-	17,646	-
平成29年第10回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
平成29年第10回(2)ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
平成30年第11回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
平成30年第11回(2)ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
平成30年第11回(3)ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
令和元年第12回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
令和元年第12回(2)ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
令和2年第13回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
令和2年第13回(2)ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		17,646	-	-	17,646	51,338

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

4.配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和2年2月1日 至 令和2年7月31日)	当中間会計期間 (自 令和3年2月1日 至 令和3年7月31日)
現金及び預金	143,519千円	222,098千円
現金及び現金同等物	143,519千円	222,098千円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(令和3年1月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	63,985	63,985	-
(2) 売掛金	71,578	71,578	-
貸倒引当金(1)	2,473	2,473	-
	69,105	69,105	-
資産計	133,090	133,090	-
(1) 短期借入金	120,000	120,000	-
(2) 未払金	43,117	43,117	-
(3) 1年以内償還予定の社債	35,000	35,594	594
(4) 会員預り金 (1年以内返還予定を含む)	140,082	139,480	602
負債計	338,200	339,192	7

(1)「売掛金」に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当中間会計期間(令和3年7月31日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	222,098	222,098	-
(2) 売掛金	28,160	28,160	-
貸倒引当金(1)	1,968	1,968	-
	26,191	26,191	-
資産計	248,289	248,289	-
(1) 短期借入金	-	-	-
(2) 未払金	44,446	44,446	-
(3) 1年以内償還予定の社債	35,000	35,584	584
(4) 会員預り金 (1年以内返還予定を含む)	139,565	136,148	3,416
負債計	219,011	216,179	2,832

(1)「売掛金」に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 短期借入金、(2) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年以内償還予定の社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を新規に同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 会員預り金（１年以内返還予定を含む）

返還する元利金の合計額を、新規に同様の預りを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	令和３年１月31日	令和３年７月31日
敷金及び保証金	11,831	9,170

敷金及び保証金については、残存期間を特定できず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。

（ストック・オプション等関係）

１．前中間会計期間（自 令和２年２月１日 至 令和２年７月31日）に付与したストック・オプションの内容

名称	第13回 ストック・オプションとしての 新株予約権
決議年月日	令和２年７月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 71
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 1,179
付与日	令和２年７月15日
権利確定条件	権利確定条件は定めておらず、 付与と同時に権利が確定致します。
対象勤務期間	対象期間は定めておりません。
権利行使期間	自 令和４年７月16日 至 令和14年７月15日
権利行使価格（円）	10,000
付与日における公正な評価単価（円）	-

（注）株式数に換算して記載しております。

２．当中間会計期間（自 令和３年２月１日 至 令和３年７月31日）に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、会計事務所向け事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

・前中間会計期間(自 令和2年2月1日 至 令和2年7月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品、サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

・当中間会計期間(自 令和3年2月1日 至 令和3年7月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品、サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、税理士向け事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額並びに 1 株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (令和 3 年 1 月31日)	当中間会計期間 (令和 3 年 7 月31日)
(1) 1 株当たり純資産額	31,242円46銭	30,902円45銭

項目	前中間会計期間 (自 令和 2 年 2 月 1 日 至 令和 2 年 7 月31日)	当中間会計期間 (自 令和 3 年 2 月 1 日 至 令和 3 年 7 月31日)
(2) 1 株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額()	278円32銭	340円02銭
(算定上の基礎)		
中間純利益金額又は中間純損失金額()(千円)	25,765	31,476
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益 又は中間純損失()(千円)	25,765	31,476
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 (株)	92,573	92,573
(うち普通株式(株))	(24,199)	(24,199)
(うち普通株式と同等の株式：A 種優先株式(株))	(27,000)	(27,000)
(うち普通株式と同等の株式：B 種優先株式(株))	(29,412)	(29,412)
(うち普通株式と同等の株式：C 種優先株式(株))	(11,962)	(11,962)

項目	前中間会計期間 (自 令和2年2月1日 至 令和2年7月31日)	当中間会計期間 (自 令和3年2月1日 至 令和3年7月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成27年3月31日取締役 会決議によるストック・ オプション 普通株式 1,510株 (新株予約権 1,510個)	平成27年3月31日取締役 会決議によるストック・ オプション 普通株式 1,510株 (新株予約権 1,510個)
	平成28年10月21日臨時株 主総会決議による新株予 約権 B種優先株式 17,646株 (新株予約権 17,646個)	平成28年10月21日臨時株 主総会決議による新株予 約権 B種優先株式 17,646株 (新株予約権 17,646個)
	平成29年5月29日取締役 会決議によるストック・ オプション 普通株式 1,916株 (新株予約権 1,916個)	平成29年5月29日取締役 会決議によるストック・ オプション 普通株式 1,588株 (新株予約権 1,588個)
	平成29年10月18日取締役 会決議によるストック・ オプション 普通株式 991株 (新株予約権 991個)	平成29年10月18日取締役 会決議によるストック・ オプション 普通株式 845株 (新株予約権 845個)
	平成30年5月31日取締役 会決議によるストック・ オプション 普通株式 1,165株 (新株予約権 1,165個)	平成30年5月31日取締役 会決議によるストック・ オプション 普通株式 945株 (新株予約権 945個)
	平成30年7月31日取締役 会決議によるストック・ オプション 普通株式 24,600株 (新株予約権 24,600個)	平成30年7月31日取締役 会決議によるストック・ オプション 普通株式 24,600株 (新株予約権 24,600個)
	平成30年11月16日取締役 会決議によるストック・ オプション 普通株式 1,268株 (新株予約権 1,268個)	平成30年11月16日取締役 会決議によるストック・ オプション 普通株式 1,046株 (新株予約権 1,046個)
	令和元年5月23日取締役 会決議によるストック・ オプション 普通株式 1,353株 (新株予約権 1,353個)	令和元年5月23日取締役 会決議によるストック・ オプション 普通株式 1,335株 (新株予約権 1,335個)
	令和元年11月29日取締役 会決議によるストック・ オプション 普通株式 1,259株 (新株予約権 1,259個)	令和元年11月29日取締役 会決議によるストック・ オプション 普通株式 1,259株 (新株予約権 1,259個)
	令和2年7月15日取締役 会決議によるストック・ オプション 普通株式 1,179株 (新株予約権 1,179個)	令和2年7月15日取締役 会決議によるストック・ オプション 普通株式 1,179株 (新株予約権 1,179個)
	この詳細は、「第4 提出 会社の状況 (2) 新株予 約権等の状況」に記載の とおりであります。	令和2年11月30日取締役 会決議によるストック・ オプション 普通株式 1,192株 (新株予約権 1,192個)
		この詳細は、「第4 提出 会社の状況 (2) 新株予 約権等の状況」に記載の とおりであります。

(注) 前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。また、当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

第16回社債の発行

当社は、令和3年9月10日に開催された取締役会決議に基づき、令和3年9月30日を払込期日とする第16回社債を発行いたしました。なお、発行総額は23,000千円です。

- | | | |
|-----|--------|-----------------------------|
| (1) | 社債募集総額 | 金49,000,000円 |
| (2) | 社債の種類 | 無担保少数人数私募利付社債とする。ただし、債券不発行。 |
| (3) | 社債の金額 | 金1,000,000円(但し、1口当り) |
| (4) | 社債の利率 | 年5.0% |
| (5) | 発行価格 | 額面どおり |
| (6) | 償還金額 | 額面どおり |
| (7) | 社債償還の | 元金は令和6年9月30日にその金額を償還する。 |

方法及び期間

第17回社債の発行

当社は、令和3年9月10日に開催された取締役会決議に基づき、令和3年10月31日を払込期日とする第17回社債を下記のとおり募集しております。

- | | | |
|-----|--------|-----------------------------|
| (1) | 社債募集総額 | 金49,000,000円 |
| (2) | 社債の種類 | 無担保少数人数私募利付社債とする。ただし、債券不発行。 |
| (3) | 社債の金額 | 金1,000,000円(但し、1口当り) |
| (4) | 社債の利率 | 年5.0% |
| (5) | 発行価格 | 額面どおり |
| (6) | 償還金額 | 額面どおり |
| (7) | 社債償還の | 元金は令和6年10月31日にその金額を償還する。 |

方法及び期間

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第12期(自 令和 2 年 2 月 1 日 至 令和 3 年 1 月31日)令和 3 年 4 月27日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年10月29日

Mikatus株式会社

取締役会 御中

監査法人 銀河
東京事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 木下 均

代表社員
業務執行社員 公認会計士 柄澤 明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているMikatus株式会社の令和3年2月1日から令和4年1月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（令和3年2月1日から令和3年7月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、Mikatus株式会社の令和3年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和3年2月1日から令和3年7月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当中間会計期間においては、営業利益、経常利益および中間純利益を計上したものの、創業以来、前事業年度まで12期連続して純損失を計上し債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。